

年 月 日

京都市長 あて

使用責任者

氏名 (フリガナ)

〒

住所

電話番号

誓 約 書

防鳥用ケージの使用に当たり、京都市防鳥用ケージ使用基準で規定する管理に関する基準等の関連項目について、遵守することを誓約します。

(防鳥用ケージの使用)

第3条 防鳥用ケージは、定点での燃やすごみ及びプラスチック類の排出時に使用できるものとする。

(管理に関する基準)

第9条 防鳥用ケージの使用に当たって、使用者は次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な使用者の注意を持って管理すること。
- (2) 常に防鳥用ケージを清潔に保ち、適切に管理すること。
- (3) 通行する歩行者や車両等の安全確保に努めるとともに、道路及び歩道上の定点においては、防鳥用ケージは必ず収集日当日の朝に設置し、収集作業終了後は速やかに防鳥用ケージを片付け、道路及び歩道上には常設しないこと。なお、私有地内定点において、防鳥用ケージを常設する場合は、風などによる転倒等を防ぐよう措置を講じるとともに、不法投棄や不適正排出がないよう努めること。
- (4) 使用に際しては、転倒等により、道路の構造又は交通に支障を及ぼすことのないよう、必要な措置を講じること。
- (5) 防鳥用ケージは、私有地内であり、かつ、保管に適している場所で適切に保管すること。
- (6) 収集作業終了後、不適正排出により残置されたごみがあった場合においても、防鳥用ケージは保管場所に片付けること。
- (7) 防鳥用ケージの周囲に、自転車など収集作業に支障が出る物や壊れやすい物、その他私物を置かないこと。
- (8) 暴風警報発令時や台風接近時など、強風により防鳥用ケージの転倒等が予想される場合は、防鳥用ケージを使用しないこと。
- (9) 防鳥用ケージの修繕等に必要な費用については使用者が負担すること。
- (10) その他本市の指示に従うこと。

(地域の合意)

第10条 使用開始後に地域間で問題が生じないよう、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 防鳥用ケージの使用について、定点の利用者等で十分に話し合って決めること。
- (2) 防鳥用ケージの使用場所付近の住民に事前に了承を得ること。なお、私有地内定点にあつては、併せて土地の所有者等に了承を得ること。

(免責)

第11条 防鳥用ケージの使用に起因して生じた事故及び損害などについては、使用者において責任を持って対処するものとし、本市は責任を負わないものとする。

2 収集作業における防鳥用ケージの破損については、本市に故意または重過失があるものと認められる場合を除き、本市は補償しないものとする。